

大槌都市計画地区計画の決定（大槌町決定）

都市計画赤浜地区地区計画を次のように決定する。

名 称	赤浜地区地区計画	
位 置	岩手県上閉伊郡大槌町赤浜1丁目、赤浜2丁目、吉里吉里第23地割、吉里吉里第24地割及び吉里吉里第27地割の各一部	
面 積	約7.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、海に向かって緩やかに傾斜する住宅地を中心とする集落地で、低地部には造船工場や水産関連施設、東京大学大気海洋研究所が立地した地区であったが、東日本大震災における津波により、高台の一部の住宅を除き大きな被害を受けた。このため、震災復興土地区画整理事業などが行われている。</p> <p>大槌町東日本大震災津波復興計画においては、防潮堤に頼らず、被災を免れた既存住宅地と一体となった住宅地を新たに形成することを目指し、防潮堤は旧来の高さに留め、津波を視覚的に認知でき、美しい海を悠々と望める居住エリアを創出することを目指している。</p> <p>本計画は、土地利用及び建築物等を適切に誘導するとともに、赤浜のシンボル蓬莱島のある海辺と、災害時にどこからでも避難できることが可能となる周辺地域との繋がりを維持し、活力ある健全な市街地の形成の誘導及び維持増進を図ることを目的とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>被災を免れた既存住宅地と一体となる高台に、新たな住宅地を整備し、その中心には、日常の集いの場であり、災害時の避難場所となる公共施設を配置する。</p> <p>新たに整備される住宅地には、周辺住民の憩いの場となる望む公園等の整備を検討する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の建替え等を通じて地区の目標とする市街地の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地区の健全な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を定める。</li> <li>2. 調和の取れた住環境の形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。</li> <li>3. 地区の良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</li> <li>4. 災害時の防災性を確保するため、震災復興土地区画整理事業の造成工事における竣工時の地盤面の高さを維持する。</li> <li>5. 良好な住環境の向上と防災性の向上を図るため、垣、又はさくの構造の制限を定める。</li> </ol>
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	-

地区整備計画書

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の 区分	地区の 名称	住宅地区
			地区の 面積	約7.7ha
		地区施設の配置 及び規模	-	
		建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、本地区計画変更に係る都市計画決定時において既に建築されているものについてはこの限りでない。 1. 畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で15㎡以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。	
		建築物の敷地面積の最低限度	-	
		建築物等の高さの最高限度	20m	
		壁面の位置の制限	-	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺的环境と調和したものとする。 2. 地盤面の高さは、震災復興土地区画整理事業の造成工事竣工時の高さを維持する。	
	垣又はさくの構造の制限	道路及び公園、公共空地に面してコンクリートブロック塀等をつくる場合、高さを0.6m以下とする。		

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由：安全・安心に配慮され、住宅地として調和のとれた活力ある健全な市街地の形成を図ることを目的として、地区計画を決定する。